

河合町告示第17号

(仮称) 河合町立幼保連携型認定こども園新築工事について

(仮称) 河合町立幼保連携型認定こども園新築工事について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第2項及び第167条の6の規定に基づき公告する。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定により全ての入札参加者に対し入札金額の内訳を記載した書類の提出を求めます。

平成30年 4月18日

河合町長 岡井 康徳

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 第1号
- (2) 工事名 (仮称) 河合町立幼保連携型認定こども園新築工事
- (3) 工事場所 河合町大字山坊地内
- (4) 予定価格 金1,106,387,000円(税抜)
- (5) 最低制限価格 金 995,748,000円(税抜)
- (6) 工事の概要 造成工事 一式
建築工事 一式
電気設備工事 一式
機械設備工事 一式
外構工事 一式
周辺道路整備工事 一式
上水道・下水道整備工事 一式
- (7) 工期 本契約締結の日から平成31年12月20日
- (8) 入札保証金 免除

- (9) 契約保証金 契約規則により要
- (10) 入札回数 河合町入札執行要領により 1 回
- (11) 落札者の決定方法 最低制限価格制度を適応した郵送による一般競争入札
- (12) 前払金及び中間前払金 請求可
- (13) 議会の議決 必要

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

河合町建設工事入札参加資格を有する建設業者であって、次に掲げる条件をすべて満たし、内容が適正であることの確認を受けた者のみがこの工事の入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 河合町建設工事入札参加資格の中で土木一式及び建築一式に登録を行っていること。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 15 条の規定による区分において土木一式及び建築一式の特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 奈良県内に法第 3 条第 1 項に規定する本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 法に規定する経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書における総合評定値（P）が土木一式 1,000 点以上及び建築一式 1,100 点以上であること（ただし、経営審査事項の審査基準日が 3 の（2）における競争入札参加資格確認申請書の受付日前の 1 年 7 月以内のものうち、直近のもの。）。
- (6) 過去 10 年間（平成 20 年 4 月 1 日から本工事の公告日まで）国、地方公共団体、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条及び同施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含みます（当該事実が奈良県で確認できるものに限ります）。以下同じ。）又はその他の公共法人（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号に規定する別表第一に掲げる法人とします。以下同じ。）が発注した延床面積が 1,000 m²以上の公共施設の建築一式工事（以下「同種工事」という。）の元請実績（以下「工事实績」という。）を有すること。

(7) 次の条件を満たす主任（監理）技術者を、この工事を行う期間中専任で配置できる業者であること。

ア 入札説明書1の（2）の配置予定技術者の資格要件を満たす者

イ 平成20年4月1日以降、本工事の公告日までに完成し、引渡し完了した工
事実績の従事経験を有する者

ウ 競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出の日以前に3
ヶ月以上雇用関係に有る者

エ 監理技術者を置くこととし、申請書の提出日において有効期限内の建築工事業
の「監理技術者資格者証」及び申請書の提出日以前5年以内に講習の課程を修了
した者であることを確認できる「監理技術者講習修了証」（監理技術者資格証の
裏面に監理技術者講習修了履歴の記載があるものを含む）の交付を受けている者

(8) 申請書の提出の日以前に3か月以上の雇用関係にある者を現場代理人として1名
配置できること。

なお、現場代理人、主任（監理）技術者及び専門技術者は、これらを兼ねることが
できます。

(9) 次に掲げるこの工事の入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関
連がある者でないこと。

○ 名 称 ：株式会社 ワールド設計

○ 所在地 ：奈良県磯城郡田原本町三笠152-10

(10) 入札説明書の1（1）オからクまでに該当すること。

(11) 入札説明書の1（1）サに記載されているISO認証の取得をしていること。

(12) 入札を公告した時点で、奈良県又は河合町で指名停止の措置がなされていないこ
と。

3 競争入札参加資格確認申請書の受付

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書の提出が必要です。

(1) 申請書等の様式の配布

申請書等の提出は、別に定める様式によるものとし、その様式は次のように配布
します。

ア 配布日 平成30年 4月18日（水）から同月27日（金）まで

(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)

- イ 配布時間 午前9時から午後4時まで
(正午から午後1時までの間を除く。)
- ウ 配布場所 奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号
河合町役場 総務部 総務課 (河合町本庁舎2階)
- エ その他
河合町役場のホームページからもダウンロード可能

(2) 申請書等の受付

- ア 受付日 平成30年 4月18日(水)から同月27日(金)まで
(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)
- イ 受付時間 午前9時から午後4時まで
(正午から午後1時までの間を除く。)
- ウ 受付場所 配布場所と同じ
- エ 申請書等の提出は、持参した場合に限り受付します。
提出部数は、1部とします。
なお、郵送及び電子メール等の受付はできません。

4 設計図書等の閲覧等

- (1) 閲覧日時 平成30年 4月18日(水)から同月27日(金)まで
(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)
午前9時から午後4時まで
(正午から午後1時までの間を除く。)
 - (2) 閲覧場所 奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号
河合町役場 総務部 総務課 (河合町本庁舎2階)
 - (3) 閲覧後、希望業者に対し、「入札心得、図面、仕様書、その他関係書類」(以下「設計図書」という。)を貸出します。
 - (4) 設計図書に関する質疑については、質疑の有無にかかわらず、その旨を記載した書面をFAXにより次のとおり、送信してください
- ア 受付日時
平成30年 5月11日(金) 正午まで

イ 質疑書の送信先

河合町役場 総務部 総務課

FAX番号 0745-56-4007

ウ 質疑書は別紙様式とします。

- (5) 前記(4)の質疑に対しては、すべて入札参加者に対して平成30年 5月15日(火)午後5時までにFAXにて回答します。
- (6) 設計図書の返却については、開札時において返却するものとする。尚、途中で入札を辞退する者については、入札辞退書と同時に送付もしくは持参するものとする。

5 入札参加資格の確認及びその結果の通知

申請書類の審査の結果については、平成30年 5月 2日(水)に通知いたします。なお、競争入札参加資格の確認を得ることができなかった者は、その理由について説明を求められます。この場合は、同月 8日(火)正午までに、その旨を記載した書面を河合町役場 総務部 総務課まで持参してください。その回答は、同月 9日(水)午前10時より河合町役場 総務部 総務課で行います。

6 入札の方法

- (1) 事前審査型の郵便による入札(書留郵便に限る。)とします。
- (2) 内封筒の宛先は、〒636-8501 奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号
河合町長 宛
- (3) 入札書の到着期限 平成30年 5月21日(月) 午後4時00分
- (4) 開札日時 平成30年 5月22日(火) 午前10時00分
- (5) 開札場所 河合町役場 セミナーハウス
- (6) 入札回数は、1回とします。
- (7) 開札立会人 入札書を提出した全ての入札者又はその代理人が立会をして行うものとします。

7 その他

- (1) 入札の無効

この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者の入札及び入札心得に違反した入札、また次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 書留郵便以外の郵便、持参、ファクシミリ、電報、電子メール等、郵便入札の方法によらない入札
- イ 入札書到着期限後に到着した入札
- ウ 郵便入札封筒に記載の工事名又は入札者名と、同封された入札書の工事名又は入札者名が相違する入札
- エ 郵便入札封筒に工事名又は入札者名の記載がなされていない入札
- オ その他入札執行者において無効と認められる入札

(2) 入札結果の公表

入札結果については、落札者決定後速やかに河合町役場総務課において、公表します。

8 本契約の成立

この工事の契約については、河合町議会の議決が必要であるため、議決を得るまでの間は仮契約とし、議会の議決を得たときに契約が成立したものとします。

ただし、仮契約締結の日から河合町議会の議決を得るまでの間において、落札者が入札説明書の1(1)オからクの要件を満たさなくなった場合、要領による入札参加停止措置を受けた場合、又は法第29条第3項若しくは第5項の規定による営業停止処分を受けた場合は、仮契約を解除することがあります。また、契約後において速やかに施工体制台帳を提出するものとする。

9 問い合わせ先

不明な点については、河合町総務部総務課（電話0745-57-0200 内線227）まで問い合わせてください。